

○厚生労働省令第二百六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の第三項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一条の二十 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるときに、当該児童につき、第一条の四第一項に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。</p>	<p>第一条の二十 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるときに、当該児童につき、第一条の四に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。</p>
<p>② (略)</p> <p>第一条の三 夜間養護等事業とは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となつた場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めるときに、当該児童につき、次条第一項に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。</p>	<p>② (略)</p> <p>第一条の三 夜間養護等事業とは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となつた場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めるときに、当該児童につき、次条に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。</p>
<p>② (略)</p> <p>第一条の四 法第六条の第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護（次項において「保護」という。）を適切に行うことができる施設とする。</p>	<p>② (略)</p> <p>第一条の四 法第六条の第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護を適切に行うことができる施設とする。</p>

② 法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者とする。

(新設)

附則
この省令は、令和三年四月一日から施行する。